

平成二十七年六月十一日提出
質問 第二七二号

集团的自衛権と存立危機事態に関する質問主意書

提出者 辻元清美

集団的自衛権と存立危機事態に関する質問主意書

福島みずほ議員の質問主意書に対し、政府が閣議決定した答弁書（二〇一四年四月十八日答弁、内閣参質一八六第六七号）によれば、集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告されたものは十四件である。

以下、質問する。

一 集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された十四件のなかで、「自国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」ことを理由に集団的自衛権を行使したと報告されているケースはあるか。

二 集団的自衛権の行使に当たって国連安全保障理事会に報告された十四件も含め、密接な他国に対する武力攻撃によって「自国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され」た、もしくは「自国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があ」ったと日本政府が考えるケースはあるか。

右質問する。